

総務厚生常任委員会会議録

【開会】	2
【議案第 1号】平成28年度矢板市一般会計補正予算（第3号）	3
【議案第 2号】平成28年度矢板市介護保険特別会計補正予算（第1号）	8
【議案第 3号】平成28年度矢板市国民健康保険特別会計補正予算（第1号）	10
【陳情第21号】身体障害者補助犬の普及啓発促進ならびに獣医療・衛生管理費助成制度導入 に関する陳情	11
【委員長報告】	12
【閉会】	12

1 日 時

平成28年9月7日(水) 午前9時55分(開会)～午前11時17分(閉会)

2 場 所 第1委員会室

3 出席委員（8名）

委員長 和田 安司
副委員長 小林 勇治
委員 高瀬 由子、櫻井 恵二、関 由紀夫、
石井 侑男、中村 有子、大島 文男

4 欠席委員 なし

5 説明員（27名）

(1) 総合政策課（3人）

①総合政策課長 横塚順一 ②電算統計班長 石川民男
③政策企画担当 村上治良

(2) 秘書広報課（1人）

①秘書広報課長 柳田和久

(3) 総務課（5人）

①総務課長 三堂地陽一 ②行政担当 佐藤賢一
③人事担当 小野崎賢一 ④財政担当 佐藤裕司
⑤管財担当 関谷一男

(4) 税務課（2人）

①税務課長 鈴木康子 ②資産税担当 手塚正之

(5) 社会福祉課（2人）

- ①社会福祉課長 永井進一 ②障がい福祉担当 駒野和代
- (6) 高齢対策課 (2人)
 - ①高齢対策課長 石崎五百子 ②介護保険担当 日賀野真
- (7) 子ども課 (3人)
 - ①子ども課長 沼野晋一 ②泉保育所長 星野朝子
 - ③子育て支援担当 齋藤敦子
- (8) 市民課 (3人)
 - ①市民課長 薄井初江 ②市民・年金担当 柳田視伸
 - ③戸籍担当 星哲也
- (9) 健康増進課 (3人)
 - ①健康増進課長 細川智弘 ②健康増進担当 宮本典子
 - ③国保医療担当 高久聡子
- (10) くらし安全環境課 (1人)
 - ①くらし安全環境課長 小野寺良夫
- (11) 出納室 (1人)
 - ①室長 高沢いづみ
- (12) 選挙監査事務局 (1人)
 - ①選挙監査事務局長 小瀧新平

6 担当書記 水沼宏朗 藤田敬久

7 付議事件

【議案第 1号】平成28年度矢板市一般会計補正予算 (第3号)

【議案第 2号】平成28年度矢板市介護保険特別会計補正予算 (第1号)

【議案第 3号】平成28年度矢板市国民健康保険特別会計補正予算 (第1号)

【陳情第21号】身体障害者補助犬の普及啓発促進ならびに獣医療・衛生管理費助成制度導入に関する陳情

8 会議の経過及び結果

【開会】

○委員長 (和田安司) ただいまの出席委員は8名で、定足数に達しているから、会議は、成立している。ただいまから、総務厚生常任委員会を開会する。 (9時55分)

○委員長 これより議事に入る。この委員会に付託された案件は

【議案第 1号】平成28年度矢板市一般会計補正予算 (第3号)

【議案第 2号】平成28年度矢板市介護保険特別会計補正予算 (第1号)

【議案第 3号】平成28年度矢板市国民健康保険特別会計補正予算 (第1号)

【陳情第21号】身体障害者補助犬の普及啓発促進ならびに獣医療・衛生管理費助成制度導入に関する陳情

の4件である。

【議案第1号】

○委員長 「議案第1号 平成28年度矢板市一般会計補正予算（第3号）」を議題とする。提案者の説明を求める。

○総務課長（三堂地陽一）

（「平成28年度矢板市補正予算書」1頁を朗読、2頁から6頁により説明、詳細について「平成28年度予算に関する説明書」4頁から29頁により説明。）

議案第1号 平成28年度矢板市一般会計補正予算（第3号）については、歳入歳出にそれぞれ2億8,690万円を追加計上し、予算総額を129億7,020万円に補正しようとするもの。

主な内容としては、4月の人事異動に伴う人件費の過不足の調整、産地パワーアップ計画に基づく農業用施設等の整備に係る経費の補助、市道の新設改良事業、小中学校の維持管理事業などである。また、今回の補正に伴い、財政調整基金の繰入金4億3,830万6千円と、減債基金6,000万円をすでに取り崩しているが、これをゼロに持って行きたいということで、財政調整基金に戻し入れをしている。ただし財政調整基金全部が戻ったわけではなく、減債基金のほうは6,000万円をすでに今回でゼロベースにさせていただいている。財政調整基金のほうは2億6,000万円ほど戻し入れができたという状況である。

第2表 債務負担行為補正

1 地方債の追加

今回の補正に伴い追加するもので、県単かんがい排水事業が110万円、小学校教育施設等整備事業が1,380万円、中学校教育施設等整備事業が1,680万円である。

2 地方債の変更

道路整備事業で、限度額6,830万円を9,310万円に補正するもの。

詳しい説明に入る前に、冒頭説明したとおり、今回は4月の人事異動に伴う人件費の調整があり、各款項目のすべての目に影響を及ぼしているので、給与費の説明からさせていただく。

給与明細書全体では、1,573万6千円の減となる。このうち特別職が1,159万7千円の減、一般職が413万9千円の減である。

特別職については、補正前は市長と副市長の分を計上していたが、補正後は市長と教育長のこの10月からの6ヶ月分を計上させていただいた。当初は副市長の分をみていたが、不在であるのでその分は減額となる。

一般職については、3名減となっている中に教育長が入っていたが、新たな制度のもとの教育長が誕生し、特別職となる。職員手当が227万円の増となっているが、これは、その内

訳の中の時間外手当について、当初かなり厳しく絞っていたが、中途退職の職員もおり、絞っているという前例があったため、その分が少し増えている。管理職手当については、5名の管理職が誕生したことによる増。

歳入

- 1 1 款 3 項 1 目 軽自動車税は7 4 7 万 4 千円の増額。現年課税分で、軽自動車税の税率アップの該当車両について当初見込んでいた数に対する実績が出たことによるもの。取得1 3 年後の軽自動車については重加算され、倍までとはいかないがかなり上がる。その分が確定したことによる増。
- 1 2 款 1 項 1 目 農林水産業費分担金については、県単かんがい排水事業費分担金として3 4 2 万円の増。大槻地内の揚水機ポンプの更新に係る分担金。地元負担もあるが、4 5 % は県の負担。
- 1 4 款 2 項 1 目 総務費国庫補助金については、個人番号カード交付事業費補助金として1 2 0 万円の増。マイナンバーカード交付のための臨時職員任用によるもの。1 0 / 1 0 補助。
- 1 5 款 2 項 4 目 農林水産業費県補助金については、9, 8 9 8 万 6 千円の増で、まず1 節の農業費補助金9, 8 4 4 万 6 千円については、県単土地改良事業費補助金として、大槻地内の県単かんがい排水事業費の補助金が2 6 6 万円。環境保全型農業直接支払交付金の2 3 2 万 5 千円の増については、環境保全に取り組む農業者が増えたことに伴うもので、1 0 / 1 0 補助。産地パワーアップ事業助成金9, 3 4 6 万 1 千円が、農業用施設整備の際の経費に対するもので、1 0 / 1 0 補助である。2 節の林業費補助金5 4 万円の増については、緊急捕獲活動推進事業費補助金で、イノシシ等の有害獣捕獲に係る経費の補助。1 0 / 1 0 補助である。
- 1 5 款 3 項 2 目 民生費委託金については、特別児童扶養手当事務費交付金として2 万円の増で、事務費に係る交付金。1 0 / 1 0 補助。
- 1 8 款 1 項 1 目 財政調整基金繰入金2 億 6, 4 0 6 万 1 千円の減については、財政調整基金への戻し入れをするもの。
- 1 8 款 1 項 2 目 減債基金繰入金6, 0 0 0 万円の減については、全額戻し入れたもの。
- 1 8 款 2 項 1 目 介護保険特別会計繰入金は、繰入金で1, 4 7 2 万 4 千円の増。
- 1 9 款 1 項 1 目 繰越金4 億 2, 8 2 9 万 6 千円の増については、前年度繰越金。
- 2 0 款 4 項 4 目 雑入3 4 万 1 千円の増については、精算に伴う過年度収入1 3 万 3 千円と、その他の雑入として、平成2 6 年度の被災農業者向け経営体育成支援事業の返還金2 0 万 8 千円である。
- 2 1 款 1 項 2 目 農林水産業債は、県単かんがい排水事業で1 1 0 万円の増。
- 2 1 款 1 項 3 目 土木債は、道路整備事業で2, 4 8 0 万円の増。
- 2 1 款 1 項 6 目 教育債3, 0 6 0 万円の増は、小学校教育施設等整備事業として1, 3 8 0 万円、中学校教育施設等整備事業として1, 6 8 0 万円をそれぞれ起債している。

歳出

- 1款1項1目 議会費については、人事異動に伴うもので33万7千円の増。
- 2款1項1目 一般管理費については、副市長不在等による減額と、育休、傷病それぞれ1名ずつに対する代替職員による増額などで、全体では881万9千円の減。
- 2款1項2目 広報広聴費については、シティープロモーション費として313万7千円の増。これは地域おこし協力隊の経費であるが、ここで他にも関わってくる部分なので申し上げますと、今回、地域おこし協力隊として3名を募集しており、これまでは企画費で3名分を計上していたが、その活動趣旨から、広報広聴費と商工林業観光課のほうへそれぞれ振り分けをしている。
- 2款1項3目 財政管理費については608万2千円の増で、全国一斉に統一的な地方公会計が導入されることに伴い、貸し方、借り方等々の財務を振り分ける必要があり、その作業のための指導業務委託費。
- 2款1項6目 企画調整費については618万2千円の減で、先ほど申し上げた地域おこし協力隊2名を振り分けた分の減額。
- 2款2項1目 税務総務費については750万4千円の減で、人事異動に伴うもの。
- 2款3項1目 戸籍住民台帳費については、人事異動に伴う498万7千円の減額と、マイナンバーカード交付事務に係る経費の増額及び旅券事務に係る職員の産休による嘱託員の人件費の併せて173万4千円の増額で、全体では325万3千円の減となる。
- 2款4項1目 選挙管理委員会費については6万3千円の増で、人事異動に伴うもの。
- 2款5項1目 統計調査総務費については56万円の増で、人事異動に伴うもの。
- 2款6項1目 監査委員費については52万円の増で、人事異動に伴うもの。
- 3款1項1目 社会福祉総務費については、全体で4,272万2千円の増となっており、内訳については、職員給与費等944万9千円の増は人事異動に伴うもの。社会福祉総務費784万円の増、障がい者福祉対策事業721万8千円の増、障害者総合支援事業1,707万8千円の増はそれぞれ償還金。最後に国民健康保険特別会計繰出金として113万7千円の増である。
- 3款1項2目 老人福祉費については258万8千円の増で、低所得者利用者負担対策事業についての償還金7千円と、介護保険特別会計繰出金258万1千円である。
- 3款2項1目 児童福祉総務費については52万円の減で、人事異動に伴う124万2千円の減と、児童福祉援護事業として、制度改正に伴うシステム改修として72万2千円の増額を計上している。
- 3款3項1目 生活保護総務費3万6千円の増は、人事異動に伴うもの。
- 4款1項1目 保健衛生総務費については34万9千円の減で、中途退職の職員による459万5千円の減と、健康づくり事業において、がん検診の受診者が増加したことに伴う424万6千円の増によるもの。
- 6款1項2目 農業総務費452万3千円については、人事異動に伴うもの。

- 6款1項3目 農業振興費については9,478万5千円の増で、城の湯温泉センター前にある農産物直売所改修のための経費としての116万1千円と産地パワーアップ計画の実現に必要な農業用施設等の整備に係る経費補助として9,346万1千円を計上している。10/10補助。農漁業災害対策特別措置補助事業16万3千円については、償還金である。
- 6款1項6目 農地費730万円の増については、大槻のポンプ工事のための経費。
- 6款1項8目 農村総合整備事業費207万9千円の増については、農業集落排水事業特別会計繰出金。
- 6款1項10目 農業構造改善事業費310万円の増については、環境保全型農業直接支払事業で、団体申請数が増えたことによるもの。
- 6款2項2目 林業振興費54万円の増については、有害獣駆除事業で、シカ、イノシシ等の捕獲1頭あたり6,000円の補助。
- 7款1項1目 商工総務費26万4千円の増については、人事異動によるもの。
- 7款1項3目 観光費407万7千円の増については、観光PR事業として、八方ヶ原パンフレット「四方八方絶景三昧八方ヶ原」が好評につき増刷するための経費45万6千円と、この秋予定している花火大会への補助が70万円、スポーツツーリズム推進事業292万1千円については、地域おこし協力隊1名分の経費である。
- 8款1項1目 土木総務費137万7千円の増については、人事異動によるもの。
- 8款2項2目 道路維持費1,690万3千円の増については、市道維持管理事業として、冬に備えての除雪に関する委託と市内全域の改修工事に係る経費などの1,490万3千円と、認定外道路整備事業として、認定外道路を整備するための経費200万円を計上している。
- 8款2項3目 道路新設改良費6,838万4千円の増については、道路新設改良事業として市道木幡・安沢1号線の用地測量等に要する経費2,500万円と、道路新設改良事業2,600万円については、市道片岡・高塩1号線について、用地の関係で数年来工事ができなかったが、用地確保ができたので入口まで整備するもの。これに伴い全線が整備される。スマートIC整備事業1,134万4千円については、整備に係る負担金。
- 8款2項4目 橋りょう維持費150万円の増については、橋りょう工事に伴うもの。
- 8款4項1目 都市計画総務費79万2千円の減については、人事異動によるもの。
- 8款4項4目 公共下水道事業費65万円の増については、公共下水道事業特別会計繰出金。
- 8款4項5目 住宅管理費210万5千円の増については、人事異動に伴う139万5千円の減と、老朽公営住宅解体撤去事業として、上太田市営住宅について、当初予定に対して新たにもう1棟追加で解体できることになり、工事請負費350万円を計上したもの。
- 8款4項2目 住宅用地造成費730万円の増については、造成宅地滑動崩落緊急対策事業の返還金。
- 10款1項2目 教育費の事務局費597万3千円の減については、人事異動に伴う630万3千円の減などによるもの。
- 10款2項1目 小学校費の学校管理費2,086万円の増については、人事異動に伴う9

7万7千円の増と、東小学校職員室がある棟の雨漏りがたいへんひどく、屋上の防水改修工事を行う費用として1,850万円を、また、使用料及び賃借料として、小学校4校のコピー機切替等で138万3千円をそれぞれ計上している。

10款3項1目 中学校費の学校管理費2,198万5千円の増については、人事異動に伴う90万7千円の減と、矢板中学校コピー機の切替及び片岡中学校体育館の屋根改修工事で2,289万2千円を計上している。

10款4項1目 社会教育総務費318万3千円の増については、人事異動に伴う75万1千円の増と、生涯学習館管理運営事業として、高圧ケーブルに不具合があり危険であるため改修、また、自動ドア、トイレについても一部改修を行う。また、成人式開催事業として、式の際にかける看板が使用できない状況であるため、あわせて改修するもの。

10款4項2目 公民館費28万8千円の増については、立足自治公民館トイレ改修のための補助。

10款4項5目 郷土資料館費300万4千円の増については、パスと呼ばれる機械を交換するための工事とトイレの一部改修。パスとは郷土資料館が原因で停電し他に波及した場合、補償が大変なので、それを防ぐため、何らかの理由で停電を起こしてもそれが他に波及しないように、電柱に取り付けるの装置のことである。

10款5項2目 体育施設費4万円の増については、現在生涯学習課スポーツ担当で管轄している（仮称）とちぎフットボールセンターに関しての今後の打ち合わせに伴う旅費。

○委員長 これより議案第1号に対し、質疑を行う。質疑はないか。

○石井委員 認定外道路整備について、額は少ないが、整備における優先順位と、どのような形で整備をしているのか。

○総務課長 優先順位の付け方については、まず住民から区長を通して要望書が上がってくるのが主流である。それを受けて担当課で現地を見回りさせていただいている。例えば側溝が朽ちて危ないとか、道路に穴が空いて危ないということが多々あるので、安全安心を第一義として原課のほうで判断をし、優先順位を付けている。これまでの流れとして多いのは過去の分譲地のなかで、道路に穴が空いている、側溝が朽ちて危ないという事例が多い。

○石井委員 分譲地の件が出たが、実際に私たちも地域に住んでいる方からの依頼を受けて行くと、地図、所有者が混乱していて過去には工事をやれなかったところについても最近では工事をやっているように見かけるが、その点はどうなのか。

○総務課長 所有者の同意を得られずにやることは恐らくないと思う。現状では、車が通れないなど日常生活に支障を及ぼすようなどうしようもないところは、担当課で判断をし、地元区長あるいは近隣住民に説明したうえで舗装をかける等の直しを入れていると理解している。

○石井委員 給与費の説明の際、管理職5名増との説明だが、何名から何名に増えたのか。

○総務課長 管理職手当は主幹以上が対象で、27名から32名に増えている。

○中村有子委員 農業振興費9,487万5千円について農業施設の整備にかかるものかと思うが、具体的に説明願う。

- 総務課長 まず、工事請負費116万1千円については、今閉じている城の湯温泉センター前の直売所をさせるようにするための工事。補助及び交付金については、パイプハウスに対する補助で83棟分、産地パワーアップ事業で認められた対象品目として、いちごを栽培する。10/10補助なので市の一般財源は一切使わない。
- 関委員 健康づくり事業の中で、がん検診の委託料369万1千円について、何人くらい増えているのか。
- 健康増進課長（細川智弘）当初見込みより1,600名ほど増えている。
- 石井委員 財政管理費について、地方公会計の導入ということで複式簿記になる委託料かと思うが、今年度中に準備をして来年度からという形になるのか。
- 総務課長 お見込みのとおり。
- 委員長 市政報告会等の中で市民の方からご指摘、ご質問を受けるのではないかと思うが、林業振興費の中の有害獣駆除事業について、補正で54万円を追加している。説明によると1頭6,000円だったかと思うが、これは当初予算ではゼロベースであげておいて、駆除した分だけ補助がくるというシステムなのか。
- 総務課長 お見込みのとおり。
- 委員長 そうすると、90頭駆除できたという実績があるというとらえ方でよいのか。
- 総務課長 お見込みのとおり。
- 委員長 ほかに質疑はないか。

（なし）

- 委員長 なければ議案に対する質疑はこれで終了する。つづいて討論を行う。討論はないか。
- （討論なし）

- 委員長 なければ討論を終了する。これより採決する。議案第1号は、原案のとおり決定することに異議ないか。

（異議なし）

- 委員長 異議なしと認める。したがって、議案第1号は、原案のとおり可決された。

【議案第2号】

- 委員長 次に、「議案第2号 平成28年度矢板市介護保険特別会計補正予算（第1号）」を議題とする。提案者の説明を求める。

- 高齢対策課長（石崎五百子）

（「平成28年度矢板市補正予算書」7頁を朗読。8頁から9頁により説明、詳細については、「平成28年度予算に関する説明書」34頁から40頁により説明。）

議案第2号 平成28年度矢板市介護保険特別会計補正予算（第1号）については、歳入歳出にそれぞれ1億2,839万7千円を追加計上し、予算総額を29億2,359万7千円に補正しようとするもの。

今回の補正の主な理由は、人事異動に伴うものと、平成27年度決算に伴う整理である。

歳入については、歳出におけるそれぞれの持ち分があり、介護保険料であれば22%、国、県、市それぞれ合計で50%、基金が28%という割合になっている。今回、事業費に特に大きなものはないが、人件費のほうで介護保険事業を行う職員4名と税務課職員1名については全額市の負担の持ち分となるが、包括的支援事業保健師1名と主任ケアマネージャー1名、介護予防に関する保健師1名、認知症総合支援に関する保健師1名の計4名分については、介護保険料・国・県・基金のほうからいただくことになっているので、そちらの持ち分を補正としてあげている。

歳入

- 1款1項1目 第1号被保険者保険料4万4千円の増については、介護保険料の持ち分
- 3款2項3目 国庫支出金の地域支援事業包括・任意交付金7万6千円の増については、国の持ち分。
- 5款2項2目 県支出金の地域支援事業包括・任意交付金3万8千円の増については、県の持ち分。
- 8款1項2目 その他一般会計からの繰入金253万6千円の増は、介護保険担当職員4名と税務課職員1名について100%市の持ち出しであるので、その整理のための計上。それ以外の職員については、それぞれの持ち分であげている。
- 8款1項5目 保険料軽減に要する公費繰入金4千円の増については、平成27年度の精算によるもの。
- 9款1項1目 繰越金1億2,565万8千円の増については、平成27年度の繰越金。

歳出

- 1款1項1目 総務費一般管理費5,117万4千円の増については、人事異動に伴う335万3千円の増と、事務費4,782万1千円の増については平成27年度の精算によるもの。国・県・市・基金いずれも概算であり、足りなければいただき、余れば返す手続きとなる。
- 1款2項1目 賦課徴収費61万7千円の減については、税務課職員1名分の調整で81万7千円の減と、過年度還付で20万円の増。
- 3款1項2目 介護予防一般高齢者施策事業費2千円の増については、保健師1名分。
- 3款2項1目 介護予防ケアマネジメント事業費13万5千円の増については、包括支援センターに派遣している保健師1名、主任ケアマネージャー1名の給与の整理。
- 3款2項7目 認知症総合支援事業費6万2千円の増については、高齢対策課保健師1名分。
- 5款1項1目 基金積立金7,764万1千円の増については、平成27年度決算に伴うもの。平成27年度、28年度、29年度、第6期高齢者プランにおいて介護保険料の額の改定があった。平成27年度は第6期プランの1年目であり、介護保険料が余ることになるが、2年目がペイし、3年目は不足するので基金から取り崩すことになる。40頁は給与費明細書の内訳である。

○委員長 これより議案第2号に対し、質疑を行う。質疑はないか。

(質疑なし)

○委員長 なければ議案に対する質疑はこれで終了する。つづいて討論を行う。討論はないか。

(討論なし)

○委員長 なければ討論を終了する。これより採決する。議案第2号は、原案のとおり決定することに異議ないか。

(異議なし)

○委員長 異議なしと認める。したがって、議案第2号は、原案のとおり可決された。

【議案第3号】

○委員長 次に、「議案第3号 平成28年度矢板市国民健康保険特別会計補正予算(第1号)」を議題とする。提案者の説明を求める。

○健康増進課長(細川智弘)

(「平成28年度矢板市補正予算書」11頁を朗読。12頁から13頁により説明、詳細については、「平成28年度予算に関する説明書」42頁から48頁により説明。)

議案第3号 平成28年度矢板市国民健康保険特別会計補正予算(第1号)については、歳入歳出にそれぞれ178万5千円を追加計上し、予算総額を45億2,158万5千円に補正しようとするもの。

今回の補正の主な内容は、人事異動による職員給与費等の調整と、平成30年度の国民健康保険制度改正に伴うシステム改修に関するものである。

歳入

4款2項2目 システム開発費等補助金64万8千円の増については、国民健康保険制度改正に伴うシステム改修について、国の補助金が見込めることによるもの。

11款1項1目 一般会計繰入金113万7千円の増については、人事異動に伴うもの。

歳出

1款1項1目 一般管理費394万3千円の減については、人事異動に伴う459万1千円の減と、事務費64万8千円の増については、制度改正に伴うシステム改修に伴う委託料。

1款2項1目 賦課徴収費572万5千円の増については、税務課担当職員2名の人事異動に伴うもの。

8款2項1目 特定健康診査等事業費3千円の増については、管理栄養士の給与費等の調整によるもの。

40頁は給与費明細書の内訳である。

○委員長 これより議案第3号に対し、質疑を行う。質疑はないか。

(質疑なし)

○委員長 なければ議案に対する質疑はこれで終了する。つづいて討論を行う。討論はないか。

(討論なし)

○委員長 なければ討論を終了する。これより採決する。議案第3号は、原案のとおり決定することに異議ないか。

(異議なし)

○委員長 異議なしと認める。したがって、議案第3号は、原案のとおり可決された。

○委員長 暫時休憩する。 (11時07分)

○委員長 休憩前に引き続き、会議を再開する。 (11時08分)

【陳情第21号】

○委員長 次に、「陳情第21号 身体障害者補助犬の普及啓発促進ならびに獣医療・衛生管理費助成制度導入に関する陳情」を議題とする。事務局に陳情文書の朗読を求める。

○事務局 (「陳情文書表」1ページを朗読)

○委員長 意見はないか。

○櫻井委員 74頭の介助犬がおり、うち2頭は矢板市にいる。実際に介助犬をみたが、確かに介助犬がいないと生活は不自由になる。以前、盲導犬でチャリティコンペを10数年やっていたが、10頭いて盲導犬として使えるのは2～3頭。犬を育てるのは難しい。身体障がい者の方に少しでも手をさしのべるものに賛成である。

○中村有子委員 当事者にとっては本当に大切な介助犬ということで、願意妥当としたいが、そのうえで他市町の助成制度の動向についてお聞きしたい。

○委員長 では、担当課からの説明を求める。

○社会福祉課長(永井進一) 県内の制度を導入している3市町についての状況を説明する。まず宇都宮市では、補助犬を導入する経費として10万円。次年度からは2万円。ただし5年間限りである。次に日光市では1頭につき月額3,000円、年間3万6千円を給付している。次に那須町では、交付金の額は予算の範囲内において町長が定める額ということだが、確認したところ年間3万円を交付しており、昨年1件の申請があったとのこと。名称を身体障害者補助犬導入等の助成金といい、3種類の補助犬に対しての制度ということである。

○大島委員 他市町の助成状況について、どのくらい助成をしているのか疑問があったが、ただいま聞かせていただいた。数も少ないということで、介助犬については、ぜひともこのような制度を推進していければよいのではないかと思いますので、願意妥当としたい。

○委員長 ほかに意見はないか。

(意見なし)

○委員長 なければ意見はこれにて終結する。これより採決する。陳情第21号は、採択とすることに異議ないか。

(異議なし)

○委員長 異議なしと認める。よって、陳情第21号は、採択とすることに決定した。

【委員長報告】

○委員長 以上で、この委員会に審査を付託された案件等は、すべて終了したが、委員長報告については、私に一任願えるか。

(異議なし)

○委員長 それでは、私に一任願う。

【閉会】

○委員長 これで総務厚生常任委員会を閉会する。

(11時17分)